



新婚世帯の新生活を応援します。

～令和6年1月1日から令和7年3月31日までに結婚された方が対象～

<補助金額>

1世帯あたり上限30万円

※夫婦ともに29歳以下で、

2世代同居（新婚世帯とその親）する場合は30万円加算し、

上限60万円



<補助対象経費>

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った経費

- ・住宅購入費
- ・賃借に係る費用（家賃、敷金、礼金など）
- ・引越し費用（引越し業者または運送業者に支払った費用）
- ・リフォーム費用（修繕、増築、改築、設備更新など）

※上記経費については、国、県または市の他の制度による補助を受けていないものであること。

<補助対象世帯>下記の全てを満たす世帯

- ・申請に係る住宅の住所が「守山市内」となる新婚世帯
- ・結婚を機に、新たに住宅を購入、賃借またはリフォームした世帯
- ・令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理されている世帯
- ・婚姻日において、年齢が「夫婦ともに39歳以下」である世帯
- ・所得証明書をもとに、令和5年分の夫婦の合計所得金額を合算した金額が「500万円未満」の世帯
(令和6年5月31日までに交付申請された場合は、令和4年分の合計所得金額)
- ・夫婦の双方または一方が日本国籍を有していないときは、出入国管理および難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること
- ・この補助金の交付を受けたことがない世帯
- ・市税等の滞納がない世帯

